

第3期宇治市地域福祉計画

概要版

一人ひとりが認め合い ともに支え合う
安心して暮らせる 地域共生社会の実現
を目指します



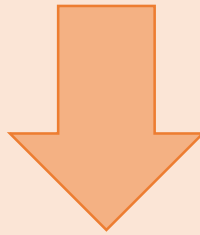
令和4年3月
宇治市

宇治市地域福祉計画について

【平成23年3月】
第2期宇治市地域福祉計画 策定

平成30年4月施行
社会福祉法改正

令和3年4月施行
社会福祉法改正



第2期宇治市地域福祉計画の計画期間満了、
社会福祉法等の制定・改正・社会情勢の変化を踏まえ・・・

【令和4年3月】
第3期宇治市地域福祉計画 策定

<計画の位置づけ>

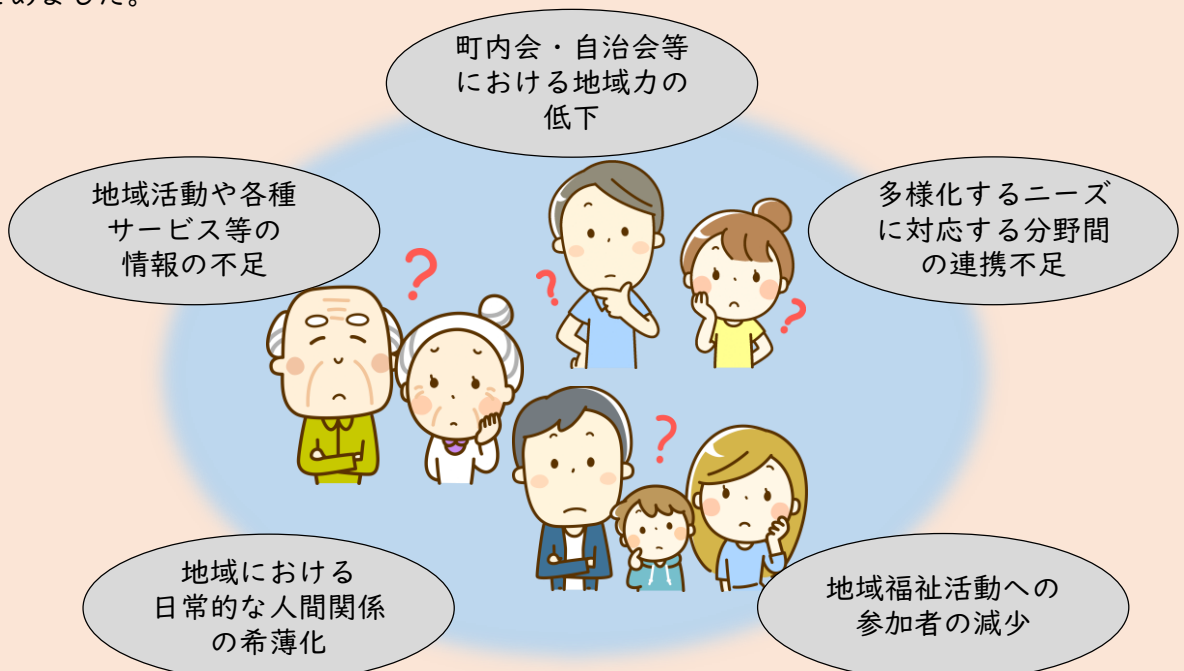
福祉関連の部門別計画の“上位計画”

<計画期間>

令和4年度～令和15年度の12年間

宇治市の課題について

○これまでの取組の振り返りやアンケート調査の結果を基に、現状の宇治市の課題を大きく5項目にまとめました。



第3期計画の基本理念



<基本理念>

一人ひとりが認め合い ともに支え合う
安心して暮らせる 地域共生社会の実現
を目指します

地域福祉推進の基本的視点

【人権尊重】

I 基本的人権を重んじ 誰もが地域で当たり前で暮らせる やすらぎのあるまちづくりを実現します。

年齢、国籍、出身、性別、性的指向・性自認、障害等、すべての人の基本的人権と固有の尊厳が尊重され、個性が活かされ合い、住み慣れた地域で当たり前で、安心して暮らせるまちづくりを実現します。

【連携・協働】

II 地域福祉の推進を担う者が 住民の主体的な参加と併せ 相互の連携・協働により 地域力を育むまちづくりを進めます。

地域社会の一翼を担う住民の主体的な参加を大前提とし、地域福祉の推進を担う者が、地域の課題を『我が事』として、連携・協働して地域活動への取組や支援を行い、地域力の向上を育む福祉のまちづくりを推進します。

【福祉文化の発展】

III 豊かな自然環境や地域の歴史・風土を活かした 地域の状況に応じた 特徴のある地域福祉の推進に努めます。

宇治の歴史・文化を基盤としながら、住民一人ひとりが培ってきた思いやりや優れた技と経験を活かし、地域の状況に応じた福祉文化を継承し、発展させていきます。

第3期計画における地域福祉推進の指針

- ち 地域コミュニティに活気を
- は はざまをなくし包括的な相談と支援へ
- や やってみようを簡単に
- ひ 人と人との関わりを大切に
- め 目に見える形で魅力ある情報発信を



宇治市宣伝大使
ちはや姫

第3期計画における重点取組項目

- ち ①市民ニーズに応じた地域コミュニティの活性化
(ち：地域コミュニティに活気を)
- は ②重層的・包括的な相談及び支援体制の整備
(は：はざまをなくし包括的な相談と支援へ)
- や ③地域福祉活動の参加促進
(や：やってみようを簡単に)
- ひ ④孤立させない地域づくり・気軽に集まれる地域の活動拠点の確保
(ひ：人と人との関わりを大切に)
- め ⑤地域の活動に関する情報の発信
(め：目に見える形で魅力ある情報発信を)



①安全・安心に暮らせるまちづくり

- (1)個人の尊厳と基本的人権を尊重し、地域の課題解決に向け、地域全体で進められる取組の推進・支援
- (2)健康でいきいきと暮らしていくために、こころと体の健康づくりの推進
- (3)災害時の被害を最小限にとどめる取組と地域による防犯・防災の取組の推進

②市民が主体となった地域福祉活動の推進

- (1)地域福祉活動への参加意欲を持っている人が、気軽に活動に参加できるきっかけづくりの支援
- (2)地域での世代間交流や学校での福祉体験学習等を通じて、「向こう三軒両隣」で支え合う福祉文化を育む取組の推進
- (3)ボランティアの育成や活動の支援
- (4)地域福祉活動の基盤となる地域コミュニティの活性化の推進
- (5)地域福祉活動や交流の拠点整備の推進

③ゆるやかな支え合い

- (1)一人ひとりの考え方や生活スタイルの違いを尊重しながら、地域で見守り、支援が必要な人を早期発見、解決へ導く取組の推進
- (2)地域福祉の担い手として活動している人々の連携の強化

④多様な福祉サービスの創生と展開

- (1) 支援が必要な人に対して必要なサービスが円滑に提供できるような支援
- (2) 地域の福祉サービス事業者等との連携やNPO、市民活動団体への支援の取組の推進
- (3) 多様な地域課題を包括的・重層的に受け止め、関係機関が連携して解決へと導く体制の構築
- (4) 地域での生活不安や困難に対応するセーフティネットとなる施策や活動の推進

⑤安心して利用できる相談体制や福祉サービスの情報提供

- (1) 困ったときに気軽に相談できる仕組みづくりの推進
- (2) 成年後見制度等の権利擁護に関する制度や取組の推進
- (3) より効果的な広報・情報提供の推進
- (4) 利用者の満足度を高める取組の推進

〔成年後見制度利用促進基本計画として一体的に策定〕



<地域福祉推進の役割>

住民

福祉サービスの利用者であるとともに担い手でもあります。みんなで支え合い、助け合う福祉のまちづくりの主体です。

社会福祉に関する活動を行う人々

地域の中で福祉活動を自主的に推進している個人や団体・機関等で、民生児童委員、学区福祉委員、ボランティア、NPO、喜老会等の当事者団体や市民活動団体等で活動する人々です。

福祉サービス事業者

住民の生活・福祉ニーズにこたえ安心して利用できるサービスを提供し、地域福祉の推進に貢献する主体です。

また、社会福祉法人においては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対する福祉サービスについて、創意工夫をこらした「地域における公益的な取組」を積極的に行うよう努める役割を担っています。

社会福祉協議会

住民にとってより身近なところでの様々な課題に取り組んだ学び合い、支え合いを通して高められた専門的知識・技能を生かして、まちづくりを進める役割が求められています。

地域福祉推進の中核組織としての役割を担う組織です。

行政

住民が抱える地域福祉の課題に対応して、公平な視点を持って、施策の総合的展開を図り、地域における福祉サービス基盤整備と利用促進、福祉のまちづくりに必要な環境整備を関係団体や地域組織等と連携を図りながら進める役割を持っています。

第3期宇治市地域福祉計画 概要版

発行：令和4年3月

発行者：宇治市福祉こども部 地域福祉課
〒611-8501 宇治市宇治琵琶33番地

電話：(0774)22-3141(代)

Eメール：chiikifukushi@city.uji.kyoto.jp

市ホームページ：<https://www.city.uji.kyoto.jp/>

宇治市地域福祉計画

詳しくはホームページを
確認してね！